

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業の概要①

事業概要

新型コロナウイルス感染症患者（以下、「患者」という。）の外来診療等診療体制の強化を図るため、県（自宅療養支援センター、宿泊療養施設、保健所等をいう。以下同じ。）からの要請に基づき、患者に対し、外来診療又は往診を実施する医療機関に協力金を交付する。

対象医療機関

以下の要件を満たす医療機関

- (1) 外来診療又は往診を行う医療機関として県に登録していること。（かかりつけ患者や協力施設以外の患者に対しても診療ができることが条件）
- (2) 県からの要請に基づき、患者の外来診療又は往診を行うこと。
- (3) 診療の結果について、県に診療後速やかに報告すること。
- (4) 県が本事業の実施に関して行う調査等に協力すること。

協力金

区分	単位	初回診察時のみ支給	
		平日（昼間）	夜間・土日祝
外来診療	1患者あたり	50,000円	100,000円
往診	自宅	1か所あたり	100,000円
	社会福祉施設等	1施設あたり	200,000円

※「1施設あたり」：施設に往診した初回から当該施設内での感染が終息するまでの間を1単位

※宿泊療養施設は原則外来診療で対応

その他

- (1) 外来等の設備を購入するための経費については、別途新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業の利用（健康福祉政策課所管）や不足時における往診に必要な个人防护具等の提供は可能。
- (2) 診療行為については、別途診療報酬の請求可能。※施設との関係性により一部算定できない場合あり

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業の概要②

事業イメージ

